

江田島市人事行政の運営等の状況

(江田島市の給与・定員管理等について)

平成 28 年 6 月

江田島市総務課

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況 (平成 26 年 4 月 2 日～27 年 4 月 1 日) (単位：人)

試験 区分	職 種		受験者数			最終合格者数			採用者数			前年度 採用者 数
			男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
高校 卒業 程度	一般行政	一般事務	49	15	64	5	3	8	5	3	8	5
		技 師	3	0	3	1	0	1	1	0	1	-
		保 育 士	0	4	4	0	2	2	0	2	2	1
		管 理 栄 養 士	0	6	6	0	1	1	0	1	1	-
		消 防 吏 員	64	3	67	4	0	4	4	0	4	5
		計	116	28	144	10	6	16	10	6	16	11

(2) 職員の退職等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日) (単位：人)

区 分	人 数	前年度人数
定年退職	10	21
勸奨退職	4	3
普通退職	2	5
分限免職	-	-
懲戒免職	-	-
失 職	-	-
死亡退職	-	-
退職派遣	-	1
計	16	30
再任用職員	1	0

- (注) 1 定年退職：地方公務員法（以下「地公法」という。）第 28 条の 2 第 1 項の規定により離職すること。また、地公法第 28 条の 3 第 1 項の規定により勤務が延長され、その後離職する場合も含まれる。
- 2 勸奨退職等：任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて退職すること。
- 3 普通退職：自己都合により退職すること。
- 4 失職：職員が法定の欠格条項（地公法第 16 条各号（第 3 号を除く。））に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するものに該当し離職すること。
- 5 再任用職員：定年退職者等で再任用された職員（短時間勤務を除く。）

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年度 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
一般行政部門	議会	5	5	—	育休復帰 業務増 業務増 退職者不補充 業務増 業務増
	総務	73	72	▲1	
	税務	15	16	1	
	労働	1	1	—	
	民生	85	85	—	
	衛生	12	13	1	
	農林水産	16	15	▲1	
	商工 土木	4 24	5 25	1 1	
	小計	235	237	2	〈参考〉一般行政 人口1万人当たり職員数 92.89人 (類似団体の同職員数 — 人)
特別行政部門	教育	27	25	▲2	区分修正 退職者不補充
	消防	65	64	▲1	
	小計	92	89	▲3	
公営企業等会計部門等	水道	15	14	▲1	退職者不補充 退職者不補充 退職者不補充
	交通	15	14	▲1	
	下水道	10	9	▲1	
	他	14	14	—	
	小計	54	51	▲3	
合計		381	377	▲4	

(注) 1 職員数は一般職(H26は教育長をむ。H27は教育長を除く。)に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 類似団体の人口1万人当たり職員数は、明らかになった時点で更新します。

(4) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	273	268	253	247	235	237	▲36(▲13.2%)
教育	35	32	27	27	27	25	▲10(▲28.6%)
消防	64	64	65	65	65	64	0(-)
普通会計	372	364	345	339	327	326	▲46(▲12.4%)
公営企業等会計	66	61	59	59	54	51	▲15(▲22.7%)
総合計	438	425	404	398	381	377	▲61(▲13.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

(5) 地位別職員数の状況（一般行政職）

（単位：人）

区 分	職員数	男 性	女 性
部 長 級	9	8	1
課 長 級	29	23	6
課長補佐級	21	15	6
係 長 級	39	29	10
そ の 他	94	54	40
計	192	129	63

（注） 平成 27 年度定員管理調査における一般行政職の地位別職員数

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	備 考
26年度	27.1.1 25,515人	千円 14,838,528	千円 399,294	千円 3,072,605	% 20.70	
25年度	26.1.1 26,045人	千円 15,805,923	千円 458,500	千円 3,185,121	% 20.15	

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	328人	千円 1,321,901	千円 235,108	千円 486,213	千円 2,043,222	千円 6,229
26年度	329人	千円 1,330,349	千円 215,615	千円 476,947	千円 2,022,911	千円 6,149

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額

(3) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

ア 給料表の見直しについては、人事院勧告に準拠し、平均2%引下げを行った。なお、激変緩和のため3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施する。

イ 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施した（平成27年4月1日）

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
江田島市	歳 44.0	円 331,000	円 385,475	円 355,482
広島県	歳 44.3	円 344,139	円 423,627	円 382,072
国	歳 43.5	円 334,283	円 -	円 408,996
類似団体	歳 -	円 -	円 -	円 -

(注) 「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではない。

(5) 一般行政職給料表の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

(単位 : 円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給の給料月額	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
最高号給の給料月額	244,900	301,900	347,700	378,700	393,500	408,900	442,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(6) ラスパイレス指数の推移 (一般行政職)

江田島市の平成 27 年のラスパイレス指数は、広島県内 13 市中 12 位です。

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
江 田 島 市	94.4	94.6	103.6 (95.7)	104.1 (96.1)	96.6	96.9
県内市平均	98.7	98.9	107.6 (99.5)	108.0 (99.8)	99.6	99.3

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 として、江田島市職員の給与水準を比較した数字。県内市平均、順位には、広島市を含まない。() 内は国減額前の参考値

(7) 職員の初任給の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		江田島市		国	
		決定初任給	採用 2 年経過日 給 料 額	初 任 給	採用 2 年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	円 163,600	円 179,300	円 174,200	円 186,100
	高校卒	円 142,100	円 150,500	円 142,100	円 150,500

(8) 職員の年齢別・学歴別平均給料月額

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年以上～ 15 年未満	経験年数 15 年以上～ 20 年未満	経験年数 20 年以上～ 25 年未満	経験年数 25 年以上～ 30 年未満
		一般行政職	大学卒	円 276,500	円 306,700
高校卒	円 0		円 278,600	円 324,700	円 346,700

(9) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的職務内容		主 事	主 事	主 任 主任主事	係 長	課長補佐	課 長	部 長	
職 員 数		14 人	12 人	68 人	39 人	21 人	29 人	8 人	191 人
構 成 比		7.3 %	6.3 %	35.6 %	20.4 %	11.0 %	15.2 %	4.2 %	100 %
参 考	1 年前の 構成比	4.2 %	7.3 %	46.6 %	11.0 %	18.3 %	14.7 %	3.7 %	100 %
	2 年前の 構成比	4.2 %	3.3 %	48.4 %	9.4 %	18.3 %	13.1 %	3.3 %	100 %

- (注) 1 平成 27 年度給与実態調査における一般行政職の級別職員数
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(10) 昇給への勤務成績の反映

現在、人事評価制度を試行中であり、制度の精度・熟度等が向上した段階で検討する。

(11) 職員手当の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	江 田 島 市			国		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
期末手当	6 月期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.75 月分 (0.35) 月分	6 月期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.675 月分 (0.325) 月分
	12 月期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.85 月分 (0.4) 月分	12 月期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.675 月分 (0.325) 月分
勤勉手当	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.6 月分 (0.75) 月分	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.35 月分 (0.65) 月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~12%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
	その他の 加算措置		定年前早期退 職特例措置 (2 ~20%加算)	その他の 加算措置		定年前早期退 職特例措置 (2 ~20%加算)

- (注) 期末勤勉手当の () 内は、再任用職員に係る支給割合

地域手当 26年4月 1日現在	支給対象地域	広島市
	支給率	6.0 %
	支給対象職員数	4 人
	国の制度（支給率）	10.0 %
	支給対象職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	219,312 円

(注) 地域手当：県などへの派遣職員に支給

特殊勤務手当 (26年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		23.9 %
支給職員1人当たり平均支給年額		46,120 円	
手当の種類（手当数）		11 種類	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	前処理センターに勤務する職員の特殊勤務手当 月額 13,000円	
	多くの職員に支給されている手当	死亡獣畜等の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当 1体 500円	
時間外勤務手当	26年度	支給総額（普通会計決算額）	87,690 千円
		職員1人当たり支給年額	268 千円
	25年度	支給総額（普通会計決算額）	93,343 千円
		職員1人当たり支給年額	273 千円

(平成26年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	備 考
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 配偶者：有 1人目 6,500円 2人目以降 6,500円 配偶者：無 1人目 11,000円 2人目以降 6,500円	同じ	
住居手当	借家 27,000円以内（家賃によって支給額が異なる）	同じ	
通勤手当	交通機関利用者 55,000円以内 自家用車を利用する者 片道 2km～5km未満 2,000円 5km～10km未満 4,100円 片道 10km～15km未満 6,500円 15km～20km未満 8,900円 片道 20km～25km未満 11,300円 25km～30km未満 13,700円 片道 30km～35km未満 16,100円 35km～40km未満 18,500円 片道 40km～45km未満 20,900円 45km～50km未満 21,800円 片道 50km～55km未満 22,700円 55km～60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	同じ	

(12) 特別職の報酬等の状況

(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	758,000円		
	副市長	620,000円		
	教育長	585,000円		
報 酬	議 長	410,000円		
	副議長	355,000円		
	議 員	325,000円		
期 末 手 当	市 長 副市長 教育長	(26年度支給割合)		
		6月期	1.425	月分
		12月期	1.725	月分
		計	3.15	月分
	議 長 副議長 議 員	(26年度支給割合)		
		6月期	1.60	月分
12月期		1.80	月分	
	計	3.40	月分	
退 職 手 当	市 長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		月額報酬×年数×5.0	15,160,000円	任期ごと
		月額報酬×年数×3.0	7,440,000円	任期ごと
		月額報酬×年数×2.5	5,850,000円	任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づいて、
 1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額

3 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
26年度	千円 641,077	千円 199,788	千円 126,809	% 19.8
25年度	千円 693,203	千円 95,211	千円 119,081	% 17.2

(イ) 予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	16人	千円 70,408	千円 14,786	千円 27,150	千円 112,344	千円 7,022
26年度	16人	千円 67,598	千円 15,515	千円 16,928	千円 100,041	千円 6,253

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額

イ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
江田島市（一般行政職）	円 331,000	円 385,475	歳 44.0
水 道 事 業	円 355,464	円 396,290	歳 47.6

- (注) 「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総和を職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではない。

ウ 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
大 学 卒	円 163,600	円 179,300
高 校 卒	円 142,100	円 150,500

エ 級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的職務内容		主 事	主 事	主 任 主任主事	係 長	課長補佐	課 長	局 長	
職 員 数		0 人	0 人	7 人	1 人	3 人	2 人	1 人	14 人
構 成 比		0.0 %	0.0 %	50.0 %	7.1 %	21.5 %	14.3 %	7.1 %	100 %
参 考	1年前の 構成比	0.0 %	0.0 %	53.4 %	13.3 %	13.3 %	13.3 %	6.7 %	100 %
	2年前の 構成比	0.0 %	0.0 %	56.3 %	6.2 %	18.8 %	12.5 %	6.2 %	100 %

- (注) 1 江田島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

オ 職員手当の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	江 田 島 市			国		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
期末手当	6月期	1.225月分 (0.65)月分	0.75月分 (0.35)月分	6月期	1.225月分 (0.65)月分	0.75月分 (0.35)月分
	12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.85月分 (0.4)月分	12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.85月分 (0.4)月分
勤勉手当	計	2.60月分 (1.45)月分	1.6月分 (0.75)月分	計	2.60月分 (1.45)月分	1.6月分 (0.75)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~12%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
	その他の 加算措置		定年前早期退 職特例措置(2 ~20%加算)	その他の 加算措置		定年前早期退 職特例措置(2 ~20%加算)

- (注) 期末勤勉手当の()内は、再任用職員に係る支給割合

特殊勤務手当 (26年度)	区 分		水 道 事 業
	職員全体に占める手当支給職員の割合		0 %
	支給職員 1 人当たり平均支給年額		0 円
	手 当 の 種 類 (手 当 数)		3 種類
手当の名称	滞納整理		水道料金滞納整理及び停水業務に従事する職員の特務手当 従事した日 1 日につき 500 円
	停水業務		停水業務に従事する職員の特務手当 従事した日 1 日につき 500 円
	塩素取替		塩素取替作業に従事する職員の特務手当 取替作業 1 回につき 500 円
時 間 外 勤務手当	26 年 度	支 給 総 額	1, 3 9 5 千円
		職員 1 人当たり支給年額	9 3 千円
	25 年 度	支 給 総 額	1, 0 6 9 千円
		職員 1 人当たり支給年額	6 7 千円

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	備 考
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 配偶者：有 配偶者：無 1 人目 6,500 円 1 人目 11,000 円 2 人目以降 6,500 円 2 人目以降 6,500 円	同じ	
住居手当	借家 27,000 円以内 (家賃によって支給額が異なる)	同じ	
通勤手当	交通機関利用者 55,000 円以内 自家用車を利用する者 片道 2km～ 5km 未満 2,000 円 5km～10km 未満 4,100 円 片道 10km～15km 未満 6,500 円 15km～20km 未満 8,900 円 片道 20km～25km 未満 11,300 円 25km～30km 未満 13,700 円 片道 30km～35km 未満 16,100 円 35km～40km 未満 18,500 円	同じ	

(2) 下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
26年度	千円 1,126,319	千円 0	千円 88,632	% 7.9
25年度	千円 806,499	千円 0	千円 99,424	% 12.3

(イ) 予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	11人	千円 44,839	千円 6,170	千円 17,350	千円 68,359	千円 6,214
26年度	11人	千円 45,045	千円 7,156	千円 16,791	千円 68,992	千円 6,272

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額

イ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
江田島市（一般行政職）	円 331,000	円 385,475	歳 44.0
下水道事業	円 343,177	円 384,253	歳 46.0

(注) 「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総和を職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではない。

ウ 職員の初任給の状況

（平成27年4月1日現在）

区 分	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
大 学 卒	円 163,600	円 179,300
高 校 卒	円 142,100	円 150,500

エ 級別職員数の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的職務内容		主 事	主 事	主 任 主任主事	係 長	課長補佐	課 長	局 長	
職 員 数		0 人	0 人	4 人	2 人	2 人	1 人	0 人	9 人
構 成 比		0.0 %	0.0 %	44.5 %	22.2 %	22.2 %	11.1 %	0.0 %	100 %
参 考	1 年前の 構成比	0.0 %	0.0 %	50.0 %	20.0 %	20.0 %	10.0 %	0.0 %	100 %
	2 年前の 構成比	0.0 %	0.0 %	45.4 %	9.1 %	36.4 %	9.1 %	0.0 %	100 %

- (注) 1 江田島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

オ 職員手当の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	江 田 島 市			国		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
期末手当	6 月期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.75 月分 (0.35) 月分	6 月期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.75 月分 (0.35) 月分
	12 月期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.85 月分 (0.35) 月分	12 月期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.85 月分 (0.35) 月分
勤勉手当	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.6 月分 (0.75) 月分	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.6 月分 (0.75) 月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~12%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
	その他の 加算措置		定年前早期退 職特例措置 (2 ~20%加算)	その他の 加算措置		定年前早期退 職特例措置 (2 ~20%加算)

- (注) 期末勤勉手当の () 内は、再任用職員に係る支給割合

特殊勤務手当 (26年度)	区 分		下 水 道 事 業
	職員全体に占める手当支給職員の割合		0 %
	支給職員 1 人当たり平均支給年額		0 円
	手 当 の 種 類 (手 当 数)		0 種類
	手 当 の 名 称		—
時 間 外 勤務手当	26 年 度	支 給 総 額	1, 2 8 2 千円
		職員 1 人当たり支給年額	1 4 2 千円
	25 年 度	支 給 総 額	2, 5 0 5 千円
		職員 1 人当たり支給年額	2 2 8 千円

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	備 考
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 配偶者：有 1 人目 6,500 円 2 人目以降 6,500 円 配偶者：無 1 人目 11,000 円 2 人目以降 6,500 円	同じ	
住居手当	借家 27,000 円以内 (家賃によって支給額が異なる)	同じ	
通勤手当	交通機関利用者 55,000 円以内 自家用車を利用する者 片道 2km～5km 未満 2,000 円 片道 10km～15km 未満 6,500 円 片道 20km～25km 未満 11,300 円 片道 30km～35km 未満 16,100 円 5km～10km 未満 4,100 円 15km～20km 未満 8,900 円 25km～30km 未満 13,700 円 35km～40km 未満 18,500 円	同じ	

(3) 交通船事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
26 年度	千円 495,842	千円 △80,969	千円 132,955	% 26.8
25 年度	千円 486,936	千円 △39,601	千円 136,851	% 28.1

(イ) 予算

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	15人	千円 29,681	千円 10,729	千円 22,130	千円 62,540	千円 4,169
26年度	15人	千円 57,271	千円 24,676	千円 15,204	千円 97,811	千円 6,521

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額

イ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
江田島市（一般行政職）	円 331,000	円 385,475	歳 44.0
船舶職	円 308,846	円 479,055	歳 47.5

- (注) 「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総和を職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではない。

ウ 職員の初任給の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分		決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一 般 職	高校卒	円 142,100	円 150,500
船舶職	船機長	円 281,880	円 290,680
	役 付	円 224,290	円 230,850
	員 級	円 167,710	円 174,270

エ 船舶職の役職別職員数の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	員 級	役 付	船機長	計
標準的職務内容	船内作業 事務職	船内作業 事務職	船 長 機関長	
職 員 数	0 人	6 人	6 人	12 人
構 成 比	0.0 %	50.0 %	50.0 %	100 %
参 考	1年前の構成比	0.0 %	50.0 %	100 %
	5年前の構成比	0.0 %	46.2 %	53.8 %

オ 職員手当の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	一 般 職			船 舶 職		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
期末手当	6 月期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.75 月分 (0.35) 月分	6 月期	1.95 月分	—
	12 月期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.85 月分 (0.35) 月分	12 月期	2.00 月分	—
勤勉手当	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.6 月分 (0.75) 月分	計	3.95 月分	—
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~12%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 無		
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
	その他の 加算措置		定年前早期退 職特例措置 (2 ~20%加算)	その他の 加算措置		定年前早期退 職特例措置 (2 ~20%加算)

(注) 期末勤勉手当の () 内は、再任用職員に係る支給割合

	区 分		交 通 船 事 業	
	特殊勤務 手 当 (26 年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合		80.0 %
支給職員 1 人当たり平均支給年額		417,000 円		
手 当 の 種 類 (手 当 数)		8 種類		
代表的な手当の名称		支給額の多い手当	乗船手当	本給の 10%
		多くの職員に支給されている手当	高速艇手当 (日額)	300 円
時 間 外 勤 務 手 当	26 年 度	支 給 総 額	17,479 千円	
		職員 1 人当たり支給年額	1,457 千円	
	25 年 度	支 給 総 額	12,931 千円	
		職員 1 人当たり支給年額	1,078 千円	

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

	一 般 職	船 舶 職
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 配偶者：有 1人目 6,500 円 2人目以降 6,500 円 配偶者：無 1人目 11,000 円 2人目以降 6,500 円	配偶者 3,000 円 その他 1,400 円
住居手当	借家 27,000 円以内（家賃によって支給額が異なる）	無
通勤手当	交通機関利用者 55,000 円以内 自家用車を利用する者 片道 2km～5km 未満 2,000 円 片道 10km～15km 未満 6,500 円 片道 20km～25km 未満 11,300 円 片道 30km～35km 未満 16,100 円 5km～10km 未満 4,100 円 15km～20km 未満 8,900 円 25km～30km 未満 13,700 円 35km～40km 未満 18,500 円	無

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入）（平成27年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考 (時差通勤等を実施している場合は、その内容を簡潔に記入する)
38時間45分	8:30	17:15	60分	

(2) 年次有給休暇の取得状況（26年1月1日～26年12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均使用日数 B/C 日	取得率 B/A %
7,167	1,576	183	8.6	22.0

(注) 「対象職員数」は、非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員数で、通年在職した職員（育児休業者などを除く。）の数

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（26年4月1日～27年3月31日）

時間外・休日勤務総時間数 A	対象職員数	実支給総人員数 (手当を支給した延べ人数) B	職員一人当たりの時間外・休日勤務 月平均時間数 A/B
35,582	298	3,916	9.1

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数

2 「対象職員数」は、管理職、企業職員を除く全職員数

(4) 特別休暇等の状況（平成27年4月1日現在）

休暇の種類		付与日数・期間等	有給・無給の別	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
特別休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給	同	
	職員が証人等として官公署等へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給	同	
	諸官庁の事務の全部又は一部の停止の場合	必要と認められる期間	有給	異	国は制度無
	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者となる場合	必要と認められる期間	有給	同	
	職員が次の災害、福祉に関するボランティア活動を行う場合 ア 被災地等における被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム等における活動 ウ ア、イ以外の障害者等の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間	有給	同	
	職員が結婚する場合	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間	有給	同	
	女子職員が6週間以内に出産する場合	出産の日までの申し出た期間	有給	同	

	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給	同	
	妊娠中又は出産後1年以内に保健指導、健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週～満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合は指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間	有給	異	国は制度無
	妊娠中の女子職員の通勤緩和の場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を越えない範囲内で必要と認められる時間	有給	異	国は制度無
	女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間	有給	異	国は制度無
	職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の期間	有給	同	
	職員の妻が出産する場合	市長が定める期間内における2日の範囲内の期間	有給	同	
	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間前から出産の日後8週間を経過するまでの期間に、小学校就学前の子を養育する場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給	同	
	職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合	一の年において5日の範囲内の期間（2人以上は10日）	有給	同	
	短期介護休暇	一の年において5日の範囲内の期間（2人以上は11日）	有給	同	
	職員の親族が死亡した場合	親族の種類に応じた日数の範囲内の期間	有給	同	
	父母を追悼する場合	1日の範囲内の期間	有給	同	
	夏季における健康の維持及び増進等の場合	一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間	有給	同	
	現住居の滅失、損壊の場合	7日の範囲内の期間	有給	同	
	災害、交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間	有給	同	
	災害時において退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給	同	
職務専念義務免除	研修を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
	厚生に関する計画の実施に参加する場合	必要と認められる期間	有給		
	必要と認められる団体の役員又は職員の地位を兼ね、その事務に従事する場合	必要と認められる期間	有給		
	学校等からの委嘱を受けて、講義等を行う場合	必要と認められる期間	有給		
	職務に関係のある試験又は選考を受ける場合	必要と認められる期間	有給		
	夏期休暇の場合	一の年の7月から9月までの期間内における2日の範囲内の期間	有給		
	健康診査及び人間ドックを受ける場合	必要と認められる期間	有給		

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (26年4月1日～27年3月31日)

(単位：人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号					
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号			4		4
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号					
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号					
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項					
計				4		4

(2) 懲戒処分者数 (26年4月1日～27年3月31日)

(単位：人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号						
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号						2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号						
計							2

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいう。

6 職員のサービスの状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	派遣形態 根拠	法人名	派遣職員数（人）		
			役員	職員	合計
職員派遣	民法法人 派遣法第 2 条第 1 号				
	一般地方独立行政法人 派遣法第 2 条第 2 号				
	特別の法律で設立された法人 派遣法第 2 条第 3 号				
	地方自治法に基づく連合組織 派遣法第 2 条第 4 号	市長会			
		議長会			
	小計				
退職派遣	特定法人 派遣法第 10 条				
	小計				
合計					0

(2) 営利企業等の従事許可の状況（地方公務員法第 38 条関係）

（26 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日）

区分	人（件）	備考
許可人数 （または許可件数）	32 (32)	市消防団員等

(注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいう。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

ア 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定期期
有	平成21年6月

イ 研修の実施状況（25年4月1日～26年3月31日）

延べ人数

機関別研修	参加者数	前年度参加者数	備考
ひろしま自治人材開発機構	111人	99人	
市町村アカデミー等	6人	9人	
独自研修	591人	793人	市独自の研修
計	708人	901人	

(2) 職員の勤務成績の評定の状況（地方公務員法第40条）

（26年4月1日～27年3月31日）

ア 勤務評定の実施状況

実施の有無	導入（予定）時期
無	平成28年4月

イ 勤務評定の活用分野

活用区分		活用	未活用
任用管理	昇任・昇格		
	配置転換		
	降任・免職		
人材育成			
給与上の処遇	特別昇給		
	普通昇給		
	勤勉手当		

ウ 実施している勤務評定の概要

.....

.....

.....

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等の状況（26年度実績）

区 分	受診者数	内 容 等
定期健康診断	18人	市が実施する定期健診
短期人間ドック	351人	医療機関が実施する健診（広島県市町村職員共済組合，広島県市町村職員互助会から費用の一部を助成）

(2) 公務災害の発生状況（26年度実績）

区 分	公務災害	通勤災害
平成26年度	1 件	0 件

9 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	25.3.31現在 継続件数 A	25.4.1～26.3.31の 措置要求の件数 B	25.4.1～26.3.31の 終結件数 C	26.3.31現在 継続件数 (A+B-C)
給 与				
旅 費				
勤務時間				
休 暇				
執務環境				
厚生福利				
転 任				
任 用				
そ の 他				
合 計				

該当なし

10 不利益処分に関する不服申立ての状況

区 分		24. 3. 31 現在 継続件数 A	24. 4. 1～25. 3. 31 の 不服申立ての件数 B	24. 4. 1～25. 3. 31 の 終結件数 C	25. 3. 31 現在 継続件数 (A+B-C)
分 限 処 分	降給				
	降任				
	休職		該当なし		
	免職				
懲 戒 処 分	戒告				
	減給				
	停職				
	免職				
転 任					
その他					
合 計					